

2017年8～10月実施の改正情報をお届けします

- 育児・介護休業法改正
(平成29年10月1日施行)
- 厚生年金保険料率変更
(平成29年9月分より)
- 年金を受け取るために必要な資格期間が10年に短縮
(平成29年8月1日施行)



発行者：東京総合
社会保険労務士法人
住所：〒103-0028
東京都中央区八重洲1-7-20
八重洲口会館8F
TEL. 03-5299-6181
<http://www.tokyosogo.jp/tssal/index.html>

1. 育児・介護休業法の改正

(2017年10月1日施行)

2歳まで育児休業の取得が可能に

◆子が1歳に達したときに保育所へ入所できない場合

現行	改正内容
1歳6ヶ月になるまで育児休業を延長	1歳6ヶ月に達した時に入所できない場合は、更に6ヶ月延長

保育所へ入所できるのは、一般的に年度初めの4月であることから、今までの延長期間6ヶ月間では、時期があわないケースも発生していました。

今回の改正で延長期間がトータル1年間となりますので、職場への復帰がよりスムーズになります。

◆育児休業等制度の個別周知（努力義務）

新設

事業主は、労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合や家族を介護していることを知った場合に、対象者に育児休業・介護休業等に関する定めを周知する

職場が育児休業を取得しづらい雰囲気であることを理由に、育児休業の取得を断念することがないよう、事業主が対象者に個別に育児休業等に関する定めを周知するように努めることが規定されました。

◆育児目的休暇の新設（努力義務）

新設

小学校就学前の子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の措置を設ける

特に男性の育児参加を促進するため、「配偶者出産休暇」「入園式の行事参加等に使える多目的休暇」等の制度を設けるように努めることが規定されました。

改正に伴い、就業規則・規程の見直しが必要になります。どうぞお気軽にご相談ください。

2. 厚生年金・国民年金関係

◆厚生年金保険料率変更 2017年9月1日（10月納付分）より

	被保険者	事業主	合計
改正前	90.91/1,000	90.91/1,000	181.82/1,000
改正後	91.5/1,000	91.5/1,000	183.0/1,000

2004年より毎年0.354%ずつ引き上げられてきましたが、2017年9月以後は18.3%に固定されます。

◆老齢年金の受給資格期間の短縮 2017年8月1日施行

国民年金の老齢基礎年金は、

- ①保険料納付済期間または保険料免除期間を有する者が、
- ②65歳に達したときに、
- ③保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が「25年」以上ある場合に支給されることになっていましたが、今回の改正で③の受給資格期間が「10年」に短縮されることになりました。

厚生年金の老齢厚生年金についても同様に、受給資格期間は「10年」に短縮されました。

10年の短縮措置が適用される年金	10年の短縮措置が適用されない年金
老齢基礎年金 寡婦年金 老齢厚生年金 など	遺族基礎年金 遺族厚生年金 など

実際に受給できる年金額は…

受給資格期間の10年を満たしたからといって、満額の年金が支給されるわけではありません。

満額の老齢基礎年金の額（保険料納付済期間が480月＝40年の場合）
77万9,300円（2017年価額）

保険料納付済期間が10年（120月）の場合
 $77万9,300円 \times 120月 \div 480月 = 19万4,825円$ （年額）

海外にお住まいの方で日本の年金制度に加入したことがある方

日本国籍の方が海外に居住していた期間は、受給資格期間としてカウントされますので、保険料納付済期間とあわせて10年以上となる方は、老齢年金を受給することができます。

海外から年金の請求や年金記録の確認もできますので、日本での最終住所を管轄する年金事務所へお問い合わせください。